

土佐町障害者活躍推進計画（町長部局）

令和2年3月策定

機関名

土佐町 町長部局（土佐町議会、農業委員会及び選挙管理委員会を含む）

任命権者

土佐町長

計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

障害者雇用に関する課題

土佐町では現在障害者を雇用しており、法定雇用率は達成できている。

在籍する職員には個別に対応しており大きな問題は生じておらず、組織的な体制整備は行ってこなかった。

今回、障害者雇用促進法に基づき障害者活躍推進計画を策定し、障害のある職員がその能力を活かし働くことのできる共生社会の実現に向けて取り組んでいく。

目標

① 採用に関する目標

在籍する障害者数が前年度を下回らない。

② 定着に関する目標

職場での配慮が十分でないことによる離職者を生じさせない。

取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず障害者である職員の相談窓口を設定する。

○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

○従来の業務遂行が困難であると相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- 措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- 募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

4. その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。